○外務省告示第百四十号

平成二十八年四月十三日にロメで、ロメ漁港整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ロメ漁港整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十七億九千四百万円
3　贈与の供与期限　平成三十三年九月三十日まで
4　署名者
日本側　村田優久夫在トーゴ臨時代理大使
トーゴ側　アブラ・アフェセ・テ外務・協力・アフリカ統合省事務次官

平成二十八年四月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十一号

ペルー共和国政府及びギリシャ共和国政府は、平成二十五年四月二日にニューヨークで作成された「武器貿易条約」の批准書を、それぞれ、平成二十八年二月十六日及び平成二十八年二月二十九日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十八年五月十六日にペルー共和国について、また、平成二十八年五月二十九日にギリシャ共和国について、それぞれ効力を生ずる。

（平成二十八年二月十六日付け及び同年三月一日国際連合事務総長書簡）

平成二十八年四月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公示する。ただし、この告示による改正後の都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の規定は、平成二十八年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用し、平成二十七年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十八年四月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の上欄中「被災者健康・生活支援総合交付金」を「被災者支援総合交付金のうち、被災者見守り・相談支援事業（市町村（指定都市等を除く。）に係るものに限る。）」に改める。

○厚生労働省告示第二百十五号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十八年四月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
大豆	かーヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズＳＹＨＴＯＨ２系統	シンジェンタジャパン株式会社 パイオニアハイブレッドコーンズ株式会社

○農林水産省告示第千九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市中沢七三九五のイ、七四二〇の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村四徳一の二一、二の一一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市中沢一七八一（次の図に示す部分に限る。）、九五九の二一七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市中沢八七一五の一三〇から八七一五の一三二まで、八七八四の三一、八七八四の四一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）